

議案第93号

一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年12月8日提出

一関市長 勝 部 修

一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

一関市国民健康保険税条例（平成20年一関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同</u></p>

を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ [略]

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

_____に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額

じ。)のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)

を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ [略]

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者

_____1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額

が、33万円

に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

別表第4（第21条関係）

医療分の軽減額

		項目	軽減額	
7割軽減	第21条第1号ア	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	13,300円	
	第21条第1号イ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	12,740円
			特定世帯	6,370円
		特定継続世帯	9,555円	
5割軽減	第21条第2号ア	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×285,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	9,500円	
	第21条第2号イ	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×285,000円以下の世帯1世帯当たりの平	9,100円	

が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

別表第4（第21条関係）

医療分の軽減額

		項目	軽減額	
7割軽減	第21条第1号ア	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	13,300円	
	第21条第1号イ	世帯の所得額が430,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	12,740円
			特定世帯	6,370円
		特定継続世帯	9,555円	
5割軽減	第21条第2号ア	世帯の所得額が430,000円+被保険者数×285,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	9,500円	
	第21条第2号イ	世帯の所得額が430,000円+被保険者数×285,000円以下の世帯1世帯当たりの平	9,100円	

		等割の軽減額	特定世帯	4,550円
			特定継続世帯	6,825円
2割軽減	第21条第3号ア	世帯の所得額が <u>330,000円</u> ＋被保険者数×520,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		3,800円
	第21条第3号イ	世帯の所得額が <u>330,000円</u> ＋被保険者数×520,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,640円
			特定世帯	1,820円
			特定継続世帯	2,730円

別表第5（第21条関係）

後期高齢者支援金分の軽減額

		項目	軽減額
7割軽減	第21条第1号ウ	世帯の所得額が <u>330,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	5,460円
	第21条第1号エ	世帯の所得額が <u>330,000円</u> 以下の世帯	特定世帯及び特定継続

		等割の軽減額	特定世帯	4,550円
			特定継続世帯	6,825円
2割軽減	第21条第3号ア	世帯の所得額が <u>430,000円</u> ＋被保険者数×520,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		3,800円
	第21条第3号イ	世帯の所得額が <u>430,000円</u> ＋被保険者数×520,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,640円
			特定世帯	1,820円
			特定継続世帯	2,730円

備考 納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、この表において「430,000円」とあるのは、「430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額」とする。以下別表第5及び別表第6において同じ。

別表第5（第21条関係）

後期高齢者支援金分の軽減額

		項目	軽減額
7割軽減	第21条第1号ウ	世帯の所得額が <u>430,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	5,460円
	第21条第1号エ	世帯の所得額が <u>430,000円</u> 以下の世帯	特定世帯及び特定継続

		1世帯当たりの平等割の軽減額	世帯以外の世帯	
			特定世帯	2,590円
			特定継続世帯	3,885円
5割軽減	第21条第2号ウ	世帯の所得額が <u>330,000円</u> ＋被保険者数×285,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		3,900円
	第21条第2号エ	世帯の所得額が <u>330,000円</u> ＋被保険者数×285,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,700円
			特定世帯	1,850円
			特定継続世帯	2,775円
2割軽減	第21条第3号ウ	世帯の所得額が <u>330,000円</u> ＋被保険者数×520,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		1,560円
	第21条第3号エ	世帯の所得額が <u>330,000円</u> ＋被保険者数×520,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1,480円
			特定世帯	740円
			特定継続世帯	1,110円

別表第6（第21条関係）

		1世帯当たりの平等割の軽減額	世帯以外の世帯	
			特定世帯	2,590円
			特定継続世帯	3,885円
5割軽減	第21条第2号ウ	世帯の所得額が <u>430,000円</u> ＋被保険者数×285,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		3,900円
	第21条第2号エ	世帯の所得額が <u>430,000円</u> ＋被保険者数×285,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,700円
			特定世帯	1,850円
			特定継続世帯	2,775円
2割軽減	第21条第3号ウ	世帯の所得額が <u>430,000円</u> ＋被保険者数×520,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		1,560円
	第21条第3号エ	世帯の所得額が <u>430,000円</u> ＋被保険者数×520,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1,480円
			特定世帯	740円
			特定継続世帯	1,110円

別表第6（第21条関係）

介護納付金分の軽減額

項目			軽減額
7割軽減	第21条第1号オ	世帯の所得額が <u>330,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	5,810円
	第21条第1号カ	世帯の所得額が <u>330,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	3,780円
5割軽減	第21条第2号オ	世帯の所得額が <u>330,000円</u> ＋被保険者数×285,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	4,150円
	第21条第2号カ	世帯の所得額が <u>330,000円</u> ＋被保険者数×285,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	2,700円
2割軽減	第21条第3号オ	世帯の所得額が <u>330,000円</u> ＋被保険者数×520,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	1,660円
	第21条第3号カ	世帯の所得額が <u>330,000円</u> ＋被保険者数×520,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	1,080円

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額_____」とあ

介護納付金分の軽減額

項目			軽減額
7割軽減	第21条第1号オ	世帯の所得額が <u>430,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	5,810円
	第21条第1号カ	世帯の所得額が <u>430,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	3,780円
5割軽減	第21条第2号オ	世帯の所得額が <u>430,000円</u> ＋被保険者数×285,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	4,150円
	第21条第2号カ	世帯の所得額が <u>430,000円</u> ＋被保険者数×285,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	2,700円
2割軽減	第21条第3号オ	世帯の所得額が <u>430,000円</u> ＋被保険者数×520,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	1,660円
	第21条第3号カ	世帯の所得額が <u>430,000円</u> ＋被保険者数×520,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	1,080円

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法_____第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあ

議案第94号

一関市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

一関市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年12月8日提出

一関市長 勝 部 修

一関市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

一関市県営土地改良事業分担金徴収条例（平成17年一関市条例第138号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
地区名	区域	地区名	区域
川北地区	[略]	川北地区	[略]
<u>角屋地区</u>	<u>一関市花泉町永井字岫前の一部、字角屋の一部、字川ノ口の一部</u>		
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第95号

一関市川崎農業活性化センター条例を廃止する条例の制定について

一関市川崎農業活性化センター条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和2年12月8日提出

一関市長 勝 部 修

一関市川崎農業活性化センター条例を廃止する条例

一関市川崎農業活性化センター条例（平成17年一関市条例第134号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

機付自転車を用いる。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。)を用いる。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(7)～(11) [略]

機付自転車を用いる。第12号において同じ。)を用いる。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)を用いる。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(2)～(4) [略]

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等____との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等____が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等____の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(12) [略]

(13) コネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分を用いる。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア [略]

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13)・(14) [略]

2 [略]

(水素ガスを充てんする気球)

第17条 水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(8) [略]

(9) 水素ガスの充てん又は放出については、次によること。

ア～エ [略]

オ 水素ガスの充てんに際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。

(10)～(12) [略]

(火を使用する設備等の設置の届出)

動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア [略]

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17)・(18) [略]

2 [略]

(水素ガスを充填する気球)

第17条 水素ガスを充填する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(8) [略]

(9) 水素ガスの充填又は放出については、次によること。

ア～エ [略]

オ 水素ガスの充填に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。

(10)～(12) [略]

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(9) [略]

(10)～(13) [略]

(14) 水素ガスを充てんする気球

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(9) [略]

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

(11)～(14) [略]

(15) 水素ガスを充填する気球

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の一関市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議案第 98 号

一関市立室根小学校校舎・屋内運動場等建設（建築）工事の請負契約の締結
について

一関市立室根小学校校舎・屋内運動場等建設（建築）工事の請負契約を次のとおり締結
するため、一関市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成
17 年一関市条例第 43 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

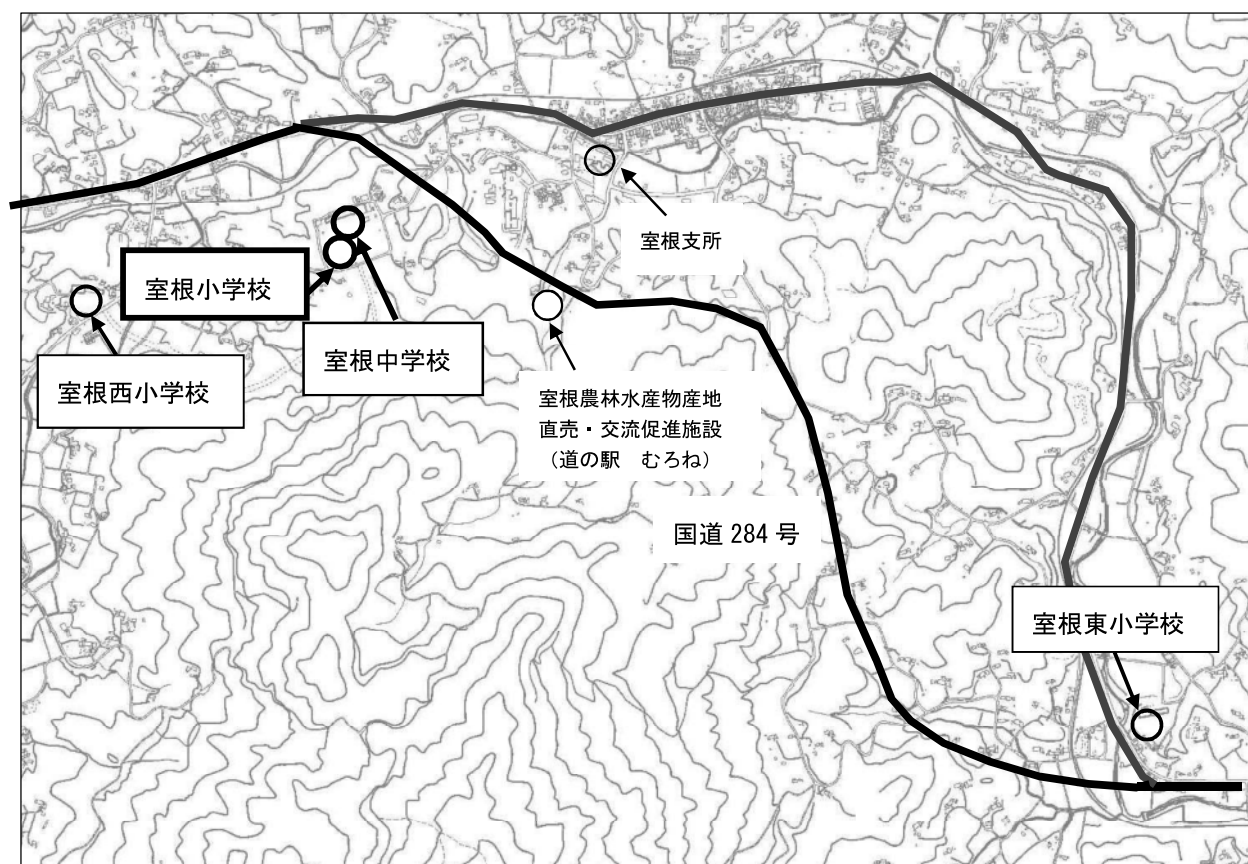
- 1 工 事 名 一関市立室根小学校校舎・屋内運動場等建設（建築）工事
- 2 工 事 場 所 一関市室根町矢越字五反田地内
- 3 工 事 内 容 建築工事
校舎・屋内運動場等新築
鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2 階建て
延べ面積 4,549.02 m²
チップボイラー棟新築
鉄筋コンクリート造平家建て
延べ面積 51.80 m²
- 4 契 約 金 額 938,300,000 円
- 5 契約の相手方 一関市千厩町千厩字北ノ沢 154 番地
株式会社三ツ矢建設工業
代表取締役 熊 谷 隆 一

議案第98号 参考資料No. 1

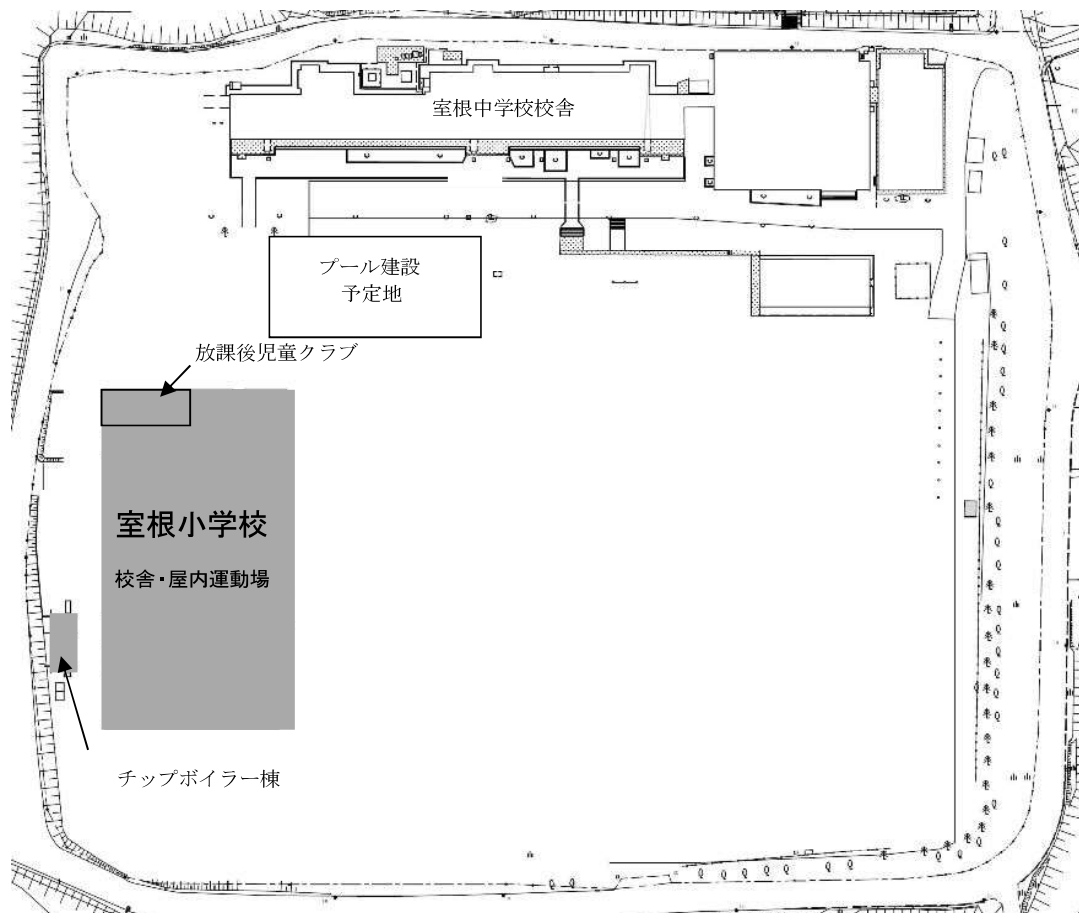
請負契約の目的

室根地域内の室根東小学校及び室根西小学校の2校を統合し、新たに室根小学校を開校することに伴い、校舎・屋内運動場等の建設工事を実施しようとするものである。

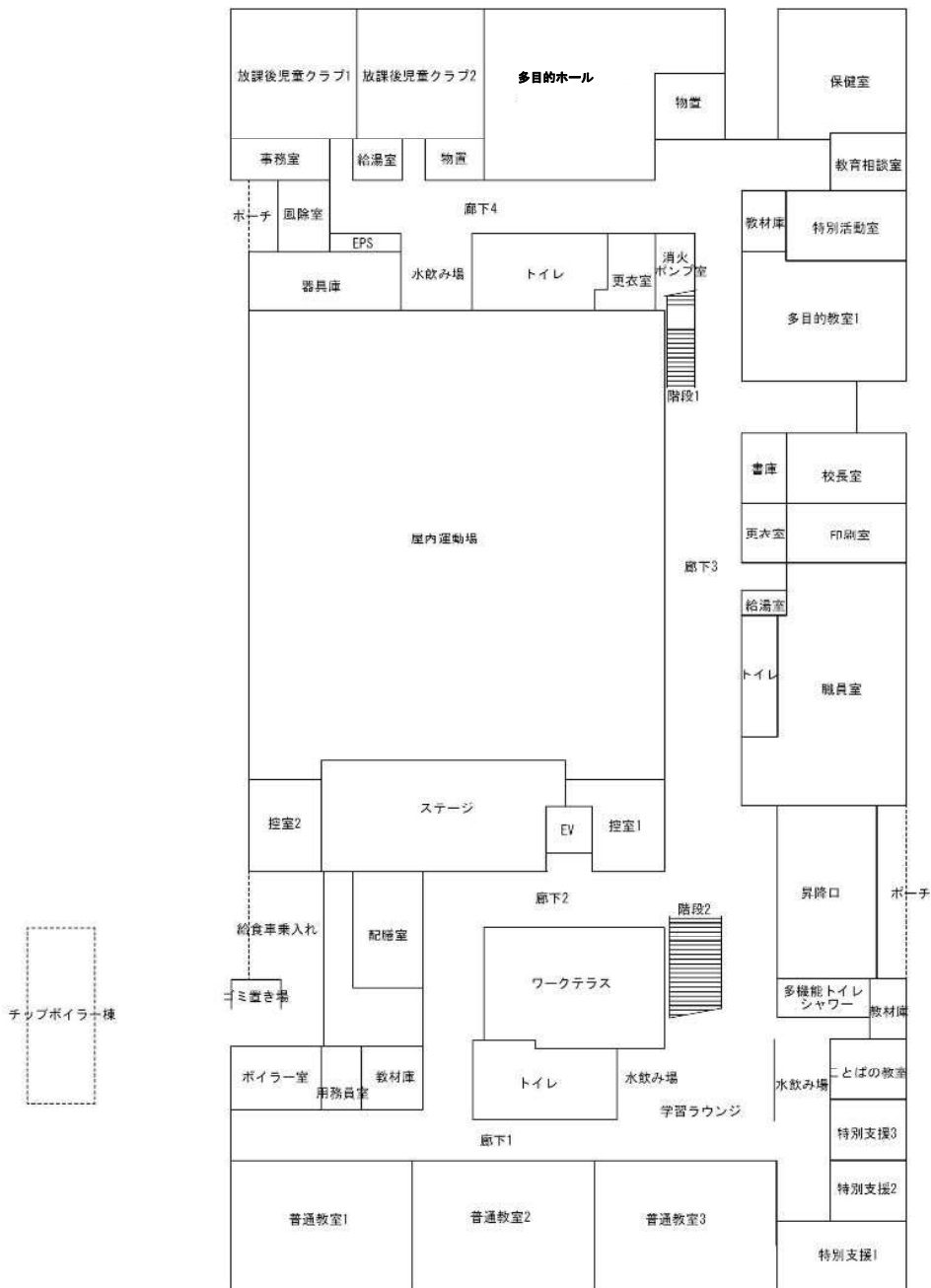
位 置 図



配 置 図

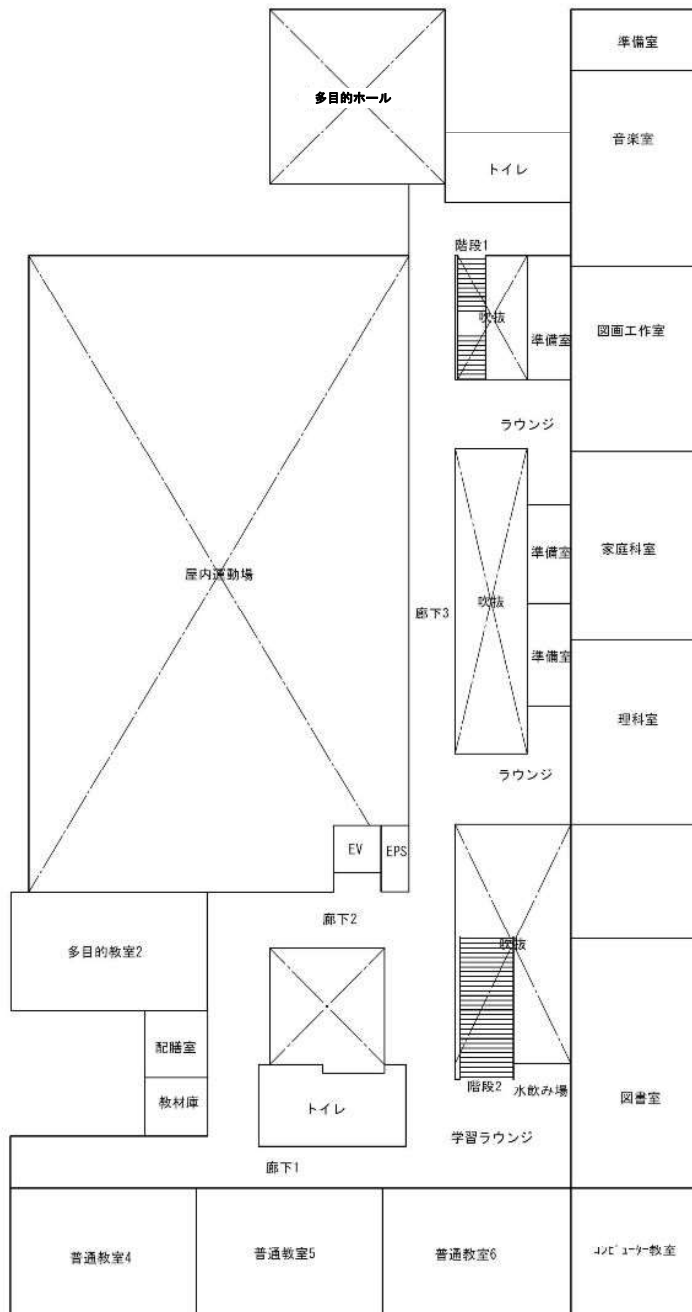
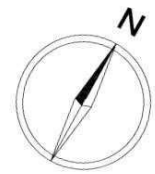


平 面 図



1 階

平 面 図



2階

一関市立室根小学校整備事業全体計画

(千円)

項目	事業内容	R元	R2	R3	合計
1 測量・設計		37,944	97,314		135,258
測量調査等	地質調査業務一式 測量業務一式	14,044	4,119		18,163
工事实施設計		23,900	93,195		117,095
室根地域統合小学校校舎・屋内運動場等建設工事	校舎、屋内運動場、放課後児童クラブ等実施設計業務一式	23,900	80,600		104,500
室根小学校屋外環境整備工事	外構、グラウンド、テニスコート移設実施設計業務一式		12,595		12,595
2 室根小学校敷地造成工事に伴う支障木伐採業務委託	支障木伐採一式 運搬・処分一式		1,826		1,826
3 建設工事			550,056	1,247,067	1,797,123
敷地造成工事			23,079		23,079
室根小学校敷地造成工事	造成工事一式		21,802		21,802
室根中学校小規模物置解体他工事	造成工事に伴う支障物置の解体・処分、移設等一式		1,277		1,277
校舎等建設工事			526,977	1,247,067	1,774,044
室根小学校建設地盤改良工事	杭基礎工事一式		118,800		118,800
室根小学校校舎・屋内運動場等建設工事	校舎、屋内運動場、放課後児童クラブ等		408,177	999,367	1,407,544
室根小学校プール建設工事	プール(附属棟込)一式			132,000	132,000
外構整備、グラウンド整備、テニスコート移設工事	外構整備一式、グラウンド整備一式、テニスコート移設一式			115,700	115,700
4 工事監理			9,337	26,988	36,325
室根小学校校舎・屋内運動場等建設工事	工事監理業務一式		9,337	23,138	32,475
室根小学校プール建設工事	工事監理業務一式			3,850	3,850
計		37,944	658,533	1,274,055	1,970,532

※ 令和2年11月24日時点の計画である。

※ 一関市立室根小学校校舎・屋内運動場等建設(建築、電気設備、機械設備)工事の仮契約は、令和2年11月24日付で締結済である。

議案第98号 参考資料No.6

入 札 調 書

○契約の締結方法 制限付一般競争入札	入札年月日	令和2年11月12日		
	立会人	下記入札業者		
○参加資格 建築一式工事A級I種 鉄筋コンクリート造 の実績を求める	工期	390日間		
	予定価格 (税込額)	(854,800,000 円 940,280,000 円))
○件名 一関市立室根小学校校舎・屋内運動場等建 設(建築)工事	最低制限価格 (税込額)	(786,416,000 円 865,057,600 円))
	落札金額 (税込額=契約金額)	(853,000,000 円 938,300,000 円))
○工事(履行)場所 一関市室根町矢越字五反田地内				
商号又は名称	第1回	第2回	第3回	備考
株式会社三ツ矢建設工業	875,000,000	853,000,000		落札者=契約の相手方
株式会社千葉建設	887,000,000	873,000,000		
後藤工建株式会社	893,000,000	873,000,000		

完成期限 令和4年1月14日

議案第 99 号

一関市立室根小学校校舎・屋内運動場等建設（電気設備）工事の請負契約の締結
について

一関市立室根小学校校舎・屋内運動場等建設（電気設備）工事の請負契約を次のとおり
締結するため、一関市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平
成 17 年一関市条例第 43 号) 第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 工 事 名 一関市立室根小学校校舎・屋内運動場等建設（電気設備）工事
- 2 工 事 場 所 一関市室根町矢越字五反田地内
- 3 工 事 内 容 電気工事
校舎・屋内運動場等建築工事に伴う附帯電気設備工事 一式
- 4 契 約 金 額 182,160,000 円
- 5 契約の相手方 一関市山目字館 67 番地 60
株式会社電友社一関営業所
所長 菊 地 正 幸

議案第99号 参考資料

入 札 調 書

○契約の締結方法 制限付一般競争入札	入札年月日	令和2年11月12日
○参加資格 電気工事A級Ⅰ種、Ⅱ種-2及びⅢ種	立 会 人	下記入札業者
○件名 一関市立室根小学校校舎・屋内運動場等建設(電気設備)工事	工 期	390日間
○工事(履行)場所 一関市室根町矢越字五反田地内	予 定 価 格 (税 込 額) (167,700,000 円 184,470,000 円)
	最低制限価格 (税 込 額) (153,709,000 円 169,079,900 円)
	落 札 金 額 (税込額=契約金額) (165,600,000 円 182,160,000 円)

商号又は名称	第 1 回	第 2 回	第 3 回	備 考
株式会社ユアテック一関営業所	144,800,000			失格
株式会社電友社一関営業所	180,400,000	165,600,000		落札者=契約の相手方
株式会社金澤電気工業所	180,000,000	167,000,000		
株式会社アイデン	202,000,000	170,000,000		
南部電気工事株式会社一関営業	217,170,000	171,000,000		
東北電材合資会社一関営業所	無効	175,000,000		
有限会社県電	184,200,000	175,400,000		
株式会社菅原電工	180,000,000	178,000,000		
株式会社富士電業社一関営業所	204,000,000	辞退		

完成期限 令和4年1月14日

議案第 100 号

一関市立室根小学校校舎・屋内運動場等建設（機械設備）工事の請負契約の締結
について

一関市立室根小学校校舎・屋内運動場等建設（機械設備）工事の請負契約を次のとおり
締結するため、一関市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平
成 17 年一関市条例第 43 号) 第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 8 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 工 事 名 一関市立室根小学校校舎・屋内運動場等建設（機械設備）工事
- 2 工 事 場 所 一関市室根町矢越字五反田地内
- 3 工 事 内 容 管工事
校舎・屋内運動場等建築工事に伴う附帯機械設備工事 一式
- 4 契 約 金 額 287,083,500 円
- 5 契約の相手方 一関市藤沢町藤沢字大母 216 番地 9
株式会社フジテック岩手
代表取締役 千 葉 昌 嗣

議案第100号 参考資料

入 札 調 書

○契約の締結方法 制限付一般競争入札	入 札 年 月 日	令和2年11月12日		
○参加資格 管工事A級 I 種及びII種-2	立 会 人	下記入札業者		
○件名 一関市立室根小学校校舎・屋内運動場等建設(機械設備)工事	工 期	390日間		
○工事(履行)場所 一関市室根町矢越字五反田地内	予 定 価 格 (税 込 額)	(281,600,000 円 309,760,000 円))
	最低制限価格 (税 込 額)	(259,072,000 円 284,979,200 円))
	落 札 金 額 (税込額=契約金額)	(260,985,000 円 287,083,500 円))
商 号 又 は 名 称	第 1 回	第 2 回	第 3 回	備 考
株式会社フジテック岩手	260,985,000			落札者=契約の相手方
株式会社永沢水道工業	280,000,000			
大宝商事株式会社	313,260,000			
清水管工業株式会社	322,200,000			

完成期限 令和4年1月14日

議案第101号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいから、一関市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年一関市条例第43号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月8日提出

一関市長 勝 部 修

1 取得の目的 産業用地

2 取得の相手方

(1) 岩手県

県立病院等事業管理者 医療局長 熊 谷 泰 樹

(2) 宮城県栗原市築館伊豆一丁目7番34号

株式会社壹岐家具店

代表取締役 壺 岐 健 治

3 土地の所在、種別及び数量

所 在	地 目	面 積 (㎡)
一関市真柴字矢ノ目沢56番19	宅地	22,534.21
一関市真柴字矢ノ目沢56番21	宅地	490.08
一関市真柴字矢ノ目沢64番2	山林	27,589.00
一関市真柴字矢ノ目沢64番13	山林	19,152.00
一関市真柴字矢ノ目沢64番19	宅地	1,166.10
一関市真柴字矢ノ目沢64番23	山林	928.00
一関市真柴字矢ノ目沢64番54	宅地	974.24
一関市真柴字矢ノ目沢64番58	雑種地	329.00
一関市真柴字矢ノ目沢64番60	原野	18.00
一関市真柴字矢ノ目沢64番65	原野	1,863.00

一関市字沢297番105	宅地	1,099.64
計		76,143.27

4 取得価格 251,400,000円

議案第101号 参考資料No. 1

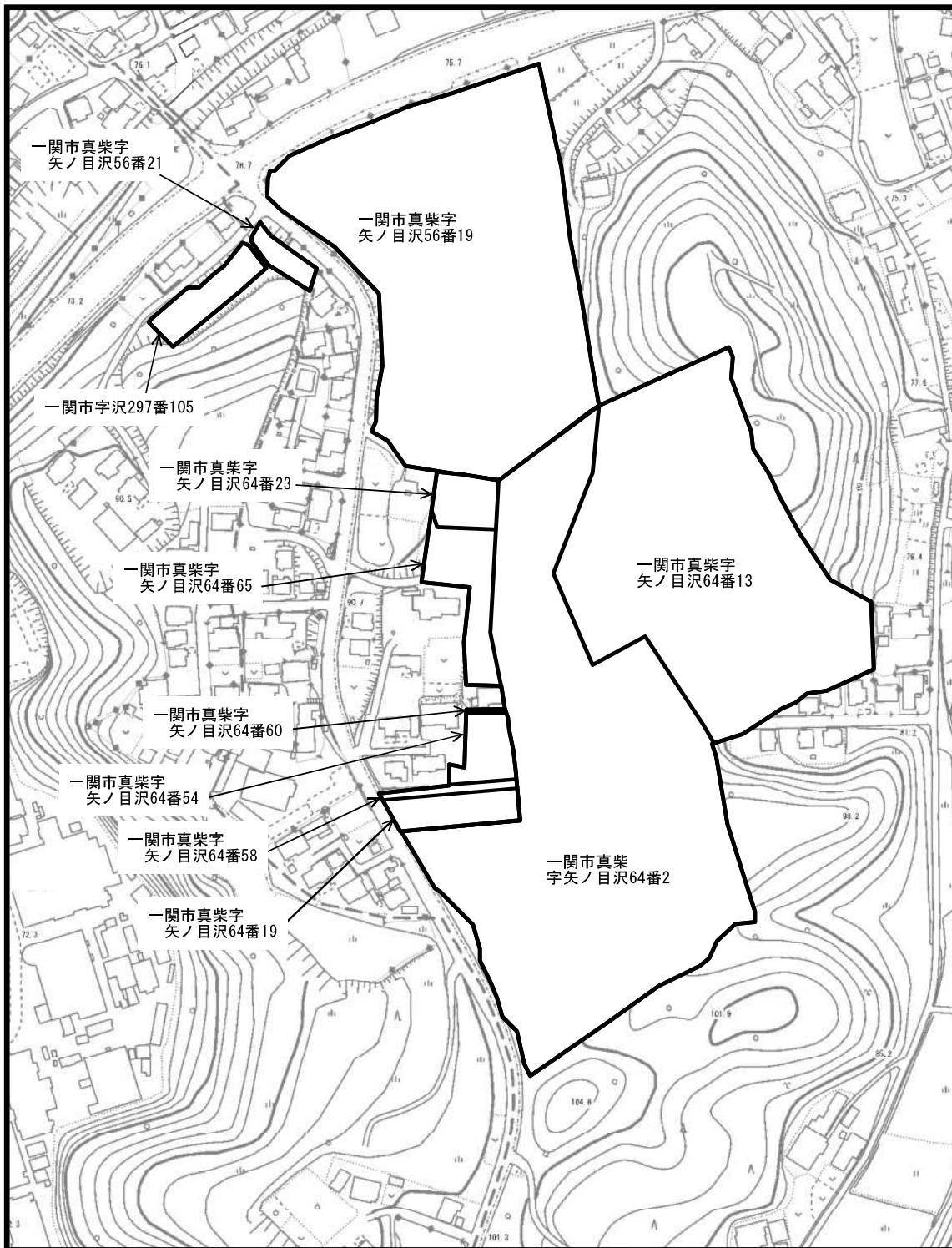
財産の取得の理由

産業用地とするため、一関市真柴字矢ノ目沢 56 番 19 ほか 10 筆の土地を岩手県及び株式会社壹岐家具店から取得しようとするものである。

位 置 図



所在図



議案第 102 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいから、一関市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年一関市条例第43号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月8日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 取得の目的 スクールバス用車両
- 2 取得の相手方 一関市萩荘字袋田20番地
岩手日野自動車株式会社一関営業所
所長 菅 原 利 昌
- 3 財産の種別及び数量 中型バス 2台
- 4 取得価格 33,440,000円

議案第102号 参考資料No. 1

財産の取得の理由等

1 財産の取得の理由

花泉中学校に配備しているスクールバスの老朽化に伴い、更新しようとするものである。

2 仕様

(1) 寸法

ア 全 長 8,990mm以内

イ 全 幅 2,340mm以内

ウ 全 高 3,140mm以内

(2) 乗車定員 45 人

(3) エンジン ディーゼルエンジン

(4) 総排気量 5,000 c c 以上

3 車両の配備先

花泉中学校 2台

4 現在配備している車両の写真



議案第102号 参考資料No. 2

見 積 調 書

○契約の締結方法 随意契約	見積年月日	令和2年11月9日			
	立会人	下記見積業者			
○随意契約理由 指名競争入札は原則として3者以上の指名 としているが、「マイクロバス」又は「中型バス」 に登録がある者のうち、取扱いが可能な者が 2者だったことから、当該2者から見積書を徴 し、予定価格の範囲内で随意契約するもの である。	納期	令和3年3月30日			
	予定価格	37,639,728 円			
	(税込額)	(41,403,700 円)			
	最低制限価格	- 円			
○件名 一関市立花泉中学校スクールバス用中型バ ス	(税込額)	(- 円)			
	見積金額	30,400,000 円			
○納入場所 一関市役所花泉支所	(税込額=契約金額)	(33,440,000 円)			
	商号又は名称	第1回	第2回	第3回	備考
岩手日野自動車株式会社一関営業所	30,400,000				決定=契約の相手方
いすゞ自動車東北株式会社岩手支社一関支店	30,600,000				